

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額																
議案第103号 清水町保育所条例の一部を改正する条例の制定について	<p>別表1(第7条関係) 保育料基準額表 備考 4 同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td> <td>保育料基準額表に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td> <td>保育料基準額表×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>保育料基準額表×0.1</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5	ウ 上記以外の児童	保育料基準額表×0.1	<p>別表1(第7条関係) 保育料基準額表 備考 4 同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が保育所に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、第2欄による額をその児童の保育料の額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td> <td>保育料基準額表に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td> <td>保育料基準額表×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5	ウ 上記以外の児童	0円	△50千円
第1欄	第2欄																		
ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表に定める額																		
イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5																		
ウ 上記以外の児童	保育料基準額表×0.1																		
第1欄	第2欄																		
ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表に定める額																		
イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5																		
ウ 上記以外の児童	0円																		

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額																
議案第104号 清水町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について	<p>別表(第6条関係) へき地保育料基準額表 備考 4 同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td> <td>保育料基準額表に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td> <td>保育料基準額表×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>保育料基準額表×0.1</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5	ウ 上記以外の児童	保育料基準額表×0.1	<p>別表(第6条関係) へき地保育料基準額表 備考 4 同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が保育所に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、第2欄による額をその児童の保育料の額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td> <td>保育料基準額表に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td> <td>保育料基準額表×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5	ウ 上記以外の児童	0円	0千円
第1欄	第2欄																		
ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表に定める額																		
イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5																		
ウ 上記以外の児童	保育料基準額表×0.1																		
第1欄	第2欄																		
ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表に定める額																		
イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5																		
ウ 上記以外の児童	0円																		

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額												
議案第105号 清水町世代間交流センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第107号 清水町老人健康増進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について 議案第108号 清水町川東ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について	清水町世代間交流センター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ゲートボール通年利用</th> <th>その他利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽スポーツ場</td> <td>一人につき年 1,000 円</td> <td>1回につき 1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ゲートボール通年利用	その他利用	軽スポーツ場	一人につき年 1,000 円	1回につき 1,000 円	65歳以上の町民のゲートボール通年利用については、使用料を徴収しないものとする。 清水町世代間交流センター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ゲートボール通年利用</th> <th>その他利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽スポーツ場</td> <td>一人につき年 1,000 円</td> <td>1回につき 1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ゲートボール通年利用	その他利用	軽スポーツ場	一人につき年 1,000 円	1回につき 1,000 円	△40 千円
	区分	ゲートボール通年利用	その他利用												
	軽スポーツ場	一人につき年 1,000 円	1回につき 1,000 円												
区分	ゲートボール通年利用	その他利用													
軽スポーツ場	一人につき年 1,000 円	1回につき 1,000 円													
清水町老人健康増進センター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲートボール通年利用</td> <td>一人につき年 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他利用</td> <td>1回につき 1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	ゲートボール通年利用	一人につき年 1,000 円	その他利用	1回につき 1,000 円	清水町老人健康増進センター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲートボール通年利用</td> <td>一人につき年 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他利用</td> <td>1回につき 1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	ゲートボール通年利用	一人につき年 1,000 円	その他利用	1回につき 1,000 円	△25 千円	
区分	使用料														
ゲートボール通年利用	一人につき年 1,000 円														
その他利用	1回につき 1,000 円														
区分	使用料														
ゲートボール通年利用	一人につき年 1,000 円														
その他利用	1回につき 1,000 円														
清水町川東ゲートボール場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲートボール通年利用</td> <td>一人につき年 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他利用</td> <td>1回につき 1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	ゲートボール通年利用	一人につき年 1,000 円	その他利用	1回につき 1,000 円	清水町川東ゲートボール場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲートボール通年利用</td> <td>一人につき年 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他利用</td> <td>1回につき 1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	ゲートボール通年利用	一人につき年 1,000 円	その他利用	1回につき 1,000 円	△30 千円	
区分	使用料														
ゲートボール通年利用	一人につき年 1,000 円														
その他利用	1回につき 1,000 円														
区分	使用料														
ゲートボール通年利用	一人につき年 1,000 円														
その他利用	1回につき 1,000 円														
	備考 1 ゲートボール通年利用は、4月1日から翌年3月31日まで1年を通して利用可能とし、世代間交流センター軽スポーツ場、老人健康増進センター及び川東ゲートボール場を共通利用することができる。 2 その他利用は、大会その他行事で占有利用する場合とする。 3 その他利用において、1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合は、1時間につき同表に定める額の2分の1を加算する。	備考 1 ゲートボール通年利用は、4月1日から翌年3月31日まで1年を通して利用可能とし、世代間交流センター軽スポーツ場、老人健康増進センター及び川東ゲートボール場を共通利用することができる。 2 その他利用は、大会その他行事で占有利用する場合とする。 3 その他利用において、1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合は、1時間につき同表に定める額の2分の1を加算する。													

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額																																								
議案第106号 清水町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	別表(第8条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体力測定器具</td> <td>一回券 300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般</td> <td>一回券</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>回数券(11枚綴)</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>半年券</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>一回券</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高校生</td> <td>回数券(11枚綴)</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>半年券</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>— 無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	体力測定器具	一回券 300 円	一般	一回券	300 円	回数券(11枚綴)	3,000 円	半年券	8,000 円	一回券	200 円	高校生	回数券(11枚綴)	2,000 円	半年券	5,000 円	中学生	— 無料	65歳以上の町民の使用については、使用料を徴収しないものとする。 別表(第8条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体力測定器具</td> <td>一回券 300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般</td> <td>一回券</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>回数券(11枚綴)</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>半年券</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>一回券</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高校生</td> <td>回数券(11枚綴)</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>半年券</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>— 無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	体力測定器具	一回券 300 円	一般	一回券	300 円	回数券(11枚綴)	3,000 円	半年券	8,000 円	一回券	200 円	高校生	回数券(11枚綴)	2,000 円	半年券	5,000 円	中学生	— 無料	△128 千円
区分	使用料																																										
体力測定器具	一回券 300 円																																										
一般	一回券	300 円																																									
	回数券(11枚綴)	3,000 円																																									
	半年券	8,000 円																																									
	一回券	200 円																																									
高校生	回数券(11枚綴)	2,000 円																																									
	半年券	5,000 円																																									
	中学生	— 無料																																									
区分	使用料																																										
体力測定器具	一回券 300 円																																										
一般	一回券	300 円																																									
	回数券(11枚綴)	3,000 円																																									
	半年券	8,000 円																																									
	一回券	200 円																																									
高校生	回数券(11枚綴)	2,000 円																																									
	半年券	5,000 円																																									
	中学生	— 無料																																									

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額																																																																														
議案第110号 清水町農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	別表1(第8条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積(m²)</th> <th>定員(人)</th> <th>基本使用料(1時間当たり)</th> <th>暖房使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多目的ホール</td> <td rowspan="3">763.88</td> <td rowspan="3">450</td> <td>団体全面</td> <td>9,750</td> </tr> <tr> <td>団体半面</td> <td>4,875</td> </tr> <tr> <td>個人使用</td> <td>1人1日につき 100</td> </tr> <tr> <td>小集会室</td> <td>104.14</td> <td>80</td> <td>650</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>59.04</td> <td>40</td> <td>390</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>59.04</td> <td>40</td> <td>390</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>52.07</td> <td>40</td> <td>390</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>56.99</td> <td>40</td> <td>390</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 営利を目的とした場合の使用料は、基本使用料の10割増とする。 2 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。 3 暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までの間とする。 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。	区分	面積(m ²)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)	多目的ホール	763.88	450	団体全面	9,750	団体半面	4,875	個人使用	1人1日につき 100	小集会室	104.14	80	650	210	和室1	59.04	40	390	210	和室2	59.04	40	390	210	研修室1	52.07	40	390	210	研修室2	56.99	40	390	210	65歳以上の町民の個人使用については、使用料を徴収しないものとする。 別表1(第8条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積(m²)</th> <th>定員(人)</th> <th>基本使用料(1時間当たり)</th> <th>暖房使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多目的ホール</td> <td rowspan="3">763.88</td> <td rowspan="3">450</td> <td>団体全面</td> <td>9,750</td> </tr> <tr> <td>団体半面</td> <td>4,875</td> </tr> <tr> <td>個人使用</td> <td>1人1日につき 100</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>59.04</td> <td>40</td> <td>390</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>59.04</td> <td>40</td> <td>390</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>52.07</td> <td>40</td> <td>390</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>56.99</td> <td>40</td> <td>390</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>58.71</td> <td>40</td> <td>390</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 団体使用は、5人以上での使用の場合に適用する。 2 営利を目的とした場合の使用料は、基本使用料の10割増とする。 3 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。 4 暖房期間は、11月1日から翌年4月30日までの間とする。 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。	区分	面積(m ²)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)	多目的ホール	763.88	450	団体全面	9,750	団体半面	4,875	個人使用	1人1日につき 100	和室1	59.04	40	390	210	和室2	59.04	40	390	210	研修室1	52.07	40	390	210	研修室2	56.99	40	390	210	会議室	58.71	40	390	210	
区分	面積(m ²)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)																																																																													
多目的ホール	763.88	450	団体全面	9,750																																																																													
			団体半面	4,875																																																																													
			個人使用	1人1日につき 100																																																																													
小集会室	104.14	80	650	210																																																																													
和室1	59.04	40	390	210																																																																													
和室2	59.04	40	390	210																																																																													
研修室1	52.07	40	390	210																																																																													
研修室2	56.99	40	390	210																																																																													
区分	面積(m ²)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)																																																																													
多目的ホール	763.88	450	団体全面	9,750																																																																													
			団体半面	4,875																																																																													
			個人使用	1人1日につき 100																																																																													
和室1	59.04	40	390	210																																																																													
和室2	59.04	40	390	210																																																																													
研修室1	52.07	40	390	210																																																																													
研修室2	56.99	40	390	210																																																																													
会議室	58.71	40	390	210																																																																													

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額																																																																																														
議案第110号 清水町農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	別表2(第8条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積(m²)</th> <th>定員(人)</th> <th>基本使用料(1時間当たり)</th> <th>暖房使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的ホール(団体使用)</td> <td rowspan="2">763.88</td> <td rowspan="2">450</td> <td colspan="2">(1回につき)</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>980</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">(1回につき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>半面</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>小集会室</td> <td>104.14</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>59.04</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>59.04</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>52.07</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>56.99</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 1回の使用は2時間、以後1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、表の2分の1の額。 2 営利目的の使用料は、基本使用料の10割増。 3 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。 4 暖房期間は、11月1日から翌年4月30日まで。 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含む。	区分	面積(m ²)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)	多目的ホール(団体使用)	763.88	450	(1回につき)		全面	980				(1回につき)					半面	490	小集会室	104.14	80	70	50	和室1	59.04	40	50	50	和室2	59.04	40	50	50	研修室1	52.07	40	50	50	研修室2	56.99	40	50	50	別表2(第8条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積(m²)</th> <th>定員(人)</th> <th>基本使用料(1時間当たり)</th> <th>暖房使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的ホール(団体使用)</td> <td rowspan="2">763.88</td> <td rowspan="2">450</td> <td colspan="2">(1回につき)</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>1,460</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">(1回につき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>半面</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>59.04</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>59.04</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>52.07</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>56.99</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>58.71</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 1回の使用は2時間、以後1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、表の2分の1の額。 2 営利目的の使用料は、基本使用料の10割増。 3 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。 4 暖房期間は、11月1日から翌年4月30日まで。 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含む。	区分	面積(m ²)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)	多目的ホール(団体使用)	763.88	450	(1回につき)		全面	1,460				(1回につき)					半面	730	和室1	59.04	40	50	50	和室2	59.04	40	50	50	研修室1	52.07	40	50	50	研修室2	56.99	40	50	50	会議室	58.71	40	50	50	38千円
区分	面積(m ²)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)																																																																																													
多目的ホール(団体使用)	763.88	450	(1回につき)																																																																																														
			全面	980																																																																																													
			(1回につき)																																																																																														
			半面	490																																																																																													
小集会室	104.14	80	70	50																																																																																													
和室1	59.04	40	50	50																																																																																													
和室2	59.04	40	50	50																																																																																													
研修室1	52.07	40	50	50																																																																																													
研修室2	56.99	40	50	50																																																																																													
区分	面積(m ²)	定員(人)	基本使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)																																																																																													
多目的ホール(団体使用)	763.88	450	(1回につき)																																																																																														
			全面	1,460																																																																																													
			(1回につき)																																																																																														
			半面	730																																																																																													
和室1	59.04	40	50	50																																																																																													
和室2	59.04	40	50	50																																																																																													
研修室1	52.07	40	50	50																																																																																													
研修室2	56.99	40	50	50																																																																																													
会議室	58.71	40	50	50																																																																																													

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額																																																																
議案第111号 清水町都市公園等条例の一部を改正する条例の制定について	別表第3(都市公園条例第10条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>午前 9時～13時</th> <th>午後 13時～17時</th> <th>1日 9時～17時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有明公園多目的広場</td> <td>全面</td> <td>町民 500円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民以外 1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">御影公園多目的広場</td> <td>全面</td> <td>町民 250円</td> <td>250円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民以外 750円</td> <td>750円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">御影公園多目的広場</td> <td>全面</td> <td>町民 500円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民以外 1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用料は、5人以上の団体に適用する。 2 9時以前及び17時以後の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める1日の使用料の8分の1の額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 3 午前と午後を通して使用する場合の使用料は、それぞれの額を合算した額とする。 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。 	区分		午前 9時～13時	午後 13時～17時	1日 9時～17時	有明公園多目的広場	全面	町民 500円	500円	1,000円		町民以外 1,500円	1,500円	3,000円	御影公園多目的広場	全面	町民 250円	250円	500円		町民以外 750円	750円	1,500円	御影公園多目的広場	全面	町民 500円	500円	1,000円		町民以外 1,500円	1,500円	3,000円	別表第3(都市公園条例第10条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>午前 9時～13時</th> <th>午後 13時～17時</th> <th>1日 9時～17時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有明公園多目的広場</td> <td>全面</td> <td>町民 750円</td> <td>750円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民以外 2,250円</td> <td>2,250円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">御影公園多目的広場</td> <td>全面</td> <td>町民 380円</td> <td>380円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民以外 1,130円</td> <td>1,130円</td> <td>2,250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">御影公園多目的広場</td> <td>全面</td> <td>町民 750円</td> <td>750円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民以外 2,250円</td> <td>2,250円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用料は、5人以上の団体に適用する。 2 9時以前及び17時以後の使用料は、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき、この表に定める1日の使用料の8分の1の額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 3 午前と午後を通して使用する場合の使用料は、それぞれの額を合算した額とする。 4 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。 	区分		午前 9時～13時	午後 13時～17時	1日 9時～17時	有明公園多目的広場	全面	町民 750円	750円	1,500円		町民以外 2,250円	2,250円	4,500円	御影公園多目的広場	全面	町民 380円	380円	750円		町民以外 1,130円	1,130円	2,250円	御影公園多目的広場	全面	町民 750円	750円	1,500円		町民以外 2,250円	2,250円	4,500円	5千円
区分		午前 9時～13時	午後 13時～17時	1日 9時～17時																																																															
有明公園多目的広場	全面	町民 500円	500円	1,000円																																																															
		町民以外 1,500円	1,500円	3,000円																																																															
御影公園多目的広場	全面	町民 250円	250円	500円																																																															
		町民以外 750円	750円	1,500円																																																															
御影公園多目的広場	全面	町民 500円	500円	1,000円																																																															
		町民以外 1,500円	1,500円	3,000円																																																															
区分		午前 9時～13時	午後 13時～17時	1日 9時～17時																																																															
有明公園多目的広場	全面	町民 750円	750円	1,500円																																																															
		町民以外 2,250円	2,250円	4,500円																																																															
御影公園多目的広場	全面	町民 380円	380円	750円																																																															
		町民以外 1,130円	1,130円	2,250円																																																															
御影公園多目的広場	全面	町民 750円	750円	1,500円																																																															
		町民以外 2,250円	2,250円	4,500円																																																															

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額																																																				
議案第112号 清水町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	別表(第24条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">水道料金(1箇月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用(1)</td> <td>10m³</td> <td>1,700円</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>一般用(2)</td> <td>100m³</td> <td>9,400円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>一般用(3)</td> <td>1,000m³</td> <td>86,000円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>一般用(4)</td> <td>5,000m³</td> <td>290,000円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>340円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般用(1)で1箇月の使用水量が5m³以下の場合、基本料金を半額とする。 2 一般用(2)、(3)、(4)については、使用者の申出により適用する。 3 臨時用とは、工事用その他一時的に使用するものをいう。 	種別	水道料金(1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	基本料金	一般用(1)	10m ³	1,700円	170円	一般用(2)	100m ³	9,400円	120円	一般用(3)	1,000m ³	86,000円	120円	一般用(4)	5,000m ³	290,000円	120円	臨時用	—	—	340円	別表(第24条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">水道料金(1箇月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用(1)</td> <td>10m³</td> <td>1,800円</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>一般用(2)</td> <td>100m³</td> <td>10,300円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>一般用(3)</td> <td>1,000m³</td> <td>94,600円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>一般用(4)</td> <td>5,000m³</td> <td>319,000円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>370円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般用(1)で1箇月の使用水量が5m³以下の場合、基本料金を半額とする。 2 一般用(2)、(3)、(4)については、使用者の申出により適用する。 3 臨時用とは、工事用その他一時的に使用するものをいう。 	種別	水道料金(1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	基本料金	一般用(1)	10m ³	1,800円	180円	一般用(2)	100m ³	10,300円	130円	一般用(3)	1,000m ³	94,600円	130円	一般用(4)	5,000m ³	319,000円	130円	臨時用	—	—	370円	8,491千円
種別	水道料金(1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)																																																				
	基本水量	基本料金																																																					
一般用(1)	10m ³	1,700円	170円																																																				
一般用(2)	100m ³	9,400円	120円																																																				
一般用(3)	1,000m ³	86,000円	120円																																																				
一般用(4)	5,000m ³	290,000円	120円																																																				
臨時用	—	—	340円																																																				
種別	水道料金(1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)																																																				
	基本水量	基本料金																																																					
一般用(1)	10m ³	1,800円	180円																																																				
一般用(2)	100m ³	10,300円	130円																																																				
一般用(3)	1,000m ³	94,600円	130円																																																				
一般用(4)	5,000m ³	319,000円	130円																																																				
臨時用	—	—	370円																																																				

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額																																												
議案第113号 清水町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	別表(第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">水道料金(1箇月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用(1)</td> <td>10m³</td> <td>1,700円</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>一般用(2)</td> <td>100m³</td> <td>9,400円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>一般用(3)</td> <td>1,000m³</td> <td>86,000円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>340円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 一般用(1)で1箇月の使用水量が5m ³ 以下の場合、基本料金を半額とする。 2 一般用(2)、(3)については、使用者の申出により適用する。 3 臨時用とは、工事用その他一時的に使用するものをいう。	種別	水道料金(1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	基本料金	一般用(1)	10m ³	1,700円	170円	一般用(2)	100m ³	9,400円	120円	一般用(3)	1,000m ³	86,000円	120円	臨時用	—	—	340円	別表(第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">水道料金(1箇月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用(1)</td> <td>10m³</td> <td>1,800円</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>一般用(2)</td> <td>100m³</td> <td>10,300円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>一般用(3)</td> <td>1,000m³</td> <td>94,600円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>370円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 一般用(1)で1箇月の使用水量が5m ³ 以下の場合、基本料金を半額とする。 2 一般用(2)、(3)については、使用者の申出により適用する。 3 臨時用とは、工事用その他一時的に使用するものをいう。	種別	水道料金(1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	基本料金	一般用(1)	10m ³	1,800円	180円	一般用(2)	100m ³	10,300円	130円	一般用(3)	1,000m ³	94,600円	130円	臨時用	—	—	370円	3,644千円
種別	水道料金(1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)																																												
	基本水量	基本料金																																													
一般用(1)	10m ³	1,700円	170円																																												
一般用(2)	100m ³	9,400円	120円																																												
一般用(3)	1,000m ³	86,000円	120円																																												
臨時用	—	—	340円																																												
種別	水道料金(1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)																																												
	基本水量	基本料金																																													
一般用(1)	10m ³	1,800円	180円																																												
一般用(2)	100m ³	10,300円	130円																																												
一般用(3)	1,000m ³	94,600円	130円																																												
臨時用	—	—	370円																																												

議案番号・件名	現行料金	改正料金案	改正による収入増見込額																												
議案第114号 清水町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	第17条 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">下水道使用料 (1箇月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用の下水</td> <td>10m³</td> <td>1,800円</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場の下水</td> <td>100m³</td> <td>3,300円</td> <td>33円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 一般用の下水で1箇月の使用水量が5m ³ 以下の場合、基本料金を半額とする。	種別	下水道使用料 (1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	基本料金	一般用の下水	10m ³	1,800円	180円	公衆浴場の下水	100m ³	3,300円	33円	第17条 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">下水道使用料 (1箇月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用の下水</td> <td>10m³</td> <td>1,900円</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場の下水</td> <td>100m³</td> <td>3,600円</td> <td>36円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 一般用の下水で1箇月の使用水量が5m ³ 以下の場合、基本料金を半額とする。	種別	下水道使用料 (1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	基本料金	一般用の下水	10m ³	1,900円	190円	公衆浴場の下水	100m ³	3,600円	36円	5,335千円
種別	下水道使用料 (1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)																												
	基本水量	基本料金																													
一般用の下水	10m ³	1,800円	180円																												
公衆浴場の下水	100m ³	3,300円	33円																												
種別	下水道使用料 (1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)																												
	基本水量	基本料金																													
一般用の下水	10m ³	1,900円	190円																												
公衆浴場の下水	100m ³	3,600円	36円																												

議案番号・件名	現 行 料 金	改 正 料 金 案	改正による収入増見込額																												
議案第 115 号 清水町農業集落排水条例の一部を改正する条例の制定について	第 17 条 <table border="1" data-bbox="427 286 804 405"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">下水道使用料 (1箇月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用の下水</td> <td>10m³</td> <td>1,800 円</td> <td>180 円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場の下水</td> <td>100m³</td> <td>3,300 円</td> <td>33 円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 一般用の下水で1箇月の使用水量が5m ³ 以下の場合 は、基本料金を半額とする。	種別	下水道使用料 (1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	基本料金	一般用の下水	10m ³	1,800 円	180 円	公衆浴場の下水	100m ³	3,300 円	33 円	第 17 条 <table border="1" data-bbox="817 286 1193 405"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">下水道使用料 (1箇月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m³につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用の下水</td> <td>10m³</td> <td>1,900 円</td> <td>190 円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場の下水</td> <td>100m³</td> <td>3,600 円</td> <td>36 円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 一般用の下水で1箇月の使用水量が5m ³ 以下の場合 は、基本料金を半額とする。	種別	下水道使用料 (1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)	基本水量	基本料金	一般用の下水	10m ³	1,900 円	190 円	公衆浴場の下水	100m ³	3,600 円	36 円	1,602 千円
種別	下水道使用料 (1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)																												
	基本水量	基本料金																													
一般用の下水	10m ³	1,800 円	180 円																												
公衆浴場の下水	100m ³	3,300 円	33 円																												
種別	下水道使用料 (1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)																												
	基本水量	基本料金																													
一般用の下水	10m ³	1,900 円	190 円																												
公衆浴場の下水	100m ³	3,600 円	36 円																												